

令和8年度がん検診等業務委託（集団検診）仕様書

1 目的

各種がん検診を「健康増進法（平成14年法律第103号）」、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（平成20年健発第0331058号）」、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」及び「三浦市がん検診実施要綱（令和8年4月1日時点で適用されるもの）」に基づき、集団方式にて実施する。

2 種類、内容等

検診の種類は次のとおりとし、その内容等は別紙のとおりとする。

- (1) 肺がん検診（結核検診を含む）
- (2) 大腸がん検診
- (3) 子宮頸がん検診
- (4) 乳がん検診
- (5) 胃がん検診（バリウム検査）

3 実施日と会場等

(1) 実施日と会場等

使用する検診車が会場に入れるか、また駐車できるか、事前に確認する。

実施回数は、次のとおりとする。なお、胃がん検診（バリウム検査）の実施回数は3回とし、時間帯は午前のみとする。

回	実施日	時間帯	会場	胃がん検診 (バリウム検査)の実施
1	6月 5日(金)	午前	三浦合同庁舎	
2	6月 23日(火)	午前	三浦合同庁舎	
3	7月 6日(月)	午前・午後	南下浦コミュニティセンター	
4	7月 30日(木)	午前	三浦合同庁舎	
5	9月 1日(火)	午前	三浦合同庁舎	
6	9月 17日(木)	午前	三浦合同庁舎	
7	10月 14日(水)	午前	南下浦コミュニティセンター	○
8	10月 29日(木)	午前・午後	三浦合同庁舎	
9	11月 10日(火)	午前	三浦合同庁舎	○
10	11月 27日(金)	午前・午後	三浦合同庁舎	
11	12月 7日(月)	午前・午後	三浦合同庁舎	
12	12月 21日(月)	午前	南下浦コミュニティセンター	○
13	1月 28日(木)	午前	三浦合同庁舎	

(2) 1回あたり受診可能人数

種類	人数	
	午前	午後
肺がん検診	100名程度	80名程度
大腸がん検診	100名程度	80名程度
子宮頸がん検診	50名程度	40名程度
乳がん検診	50名程度	40名程度
胃がん検診(バリウム検査)	80名程度	

4 委託業務

(1) 申込者名簿の受取り

検診実施日の13～14日前に、三浦市から受診者氏名、住所、生年月日、受診内容及び受付時間を記したファイルを受け取る。なお、名簿の受取りはメールとし、データファイルには、パスワードを添付したエクセルシートを使用する。

(2) 検診実施当日

検診の準備、実施(受付、受診者の誘導、個人負担金の徴収、問診、撮影等)、片付けは、実施機関で行うこと。

緊急で、やむを得ない場合を除き、全日程において同一の責任者1名を検診会場に配置すること。

スタッフは、少なくとも責任者を検診会場に1名、医師、レントゲン技師(肺がん検診、乳がん検診及び胃がん検診)、看護師、受付、自己負担金徴収事務従事者、誘導者等を検診会場に配置するほか、年間通してほぼ同一の者を配置し、検診の会場準備や手順等の熟知に努める。

ア 検診開始時間

午前は8時30分から、午後は1時30分からとする。

イ 個人負担金の徴収

各がん検診を受診する者から、次に掲げる個人負担金を徴収する。

年齢は、令和9年3月31日時点の年齢とする。

検診名	個人負担金の額	
肺がん検診	(1) 40歳以上の者	
	胸部エックス線直接撮影及び読影料	500円
大腸がん検診	(2) 結核検診(15歳～39歳以下の者)	2,700円
子宮頸がん検診	40歳以上の者	500円
乳がん検診	20歳以上の者	800円
胃がん検診 (バリウム検査)	40歳以上の者	1,100円
		1,100円

ウ 個人負担金の徴収の特例

次に掲げる者については、下記の点に留意して(ア)～(エ)に該当する者は料金を徴収しない。

年齢は、令和9年3月31日時点の年齢とする。

(ア) 被生活保護世帯に属する者

あらかじめ被生活保護世帯に属する者に郵送された「受診料免除申請書」を回収する。

(イ) 「がん検診推進事業」による無料クーポン券対象者

各がん検診無料クーポン券を回収する。

(ウ) 子宮頸がん検診については、29歳以下の者

(エ) 大腸がん検診については、59歳以下の者

エ 検診終了後の確認

午前と午後それぞれの検診終了後において、各種がん検診の受診者数を確認した上で、料金徴収用の当日名簿を市に提示する。

市は、提示された名簿の写しを取り、その写しを保管するものとする。

(3) 検診結果について

ア 検診結果等の取り扱い

検診を実施した日から原則3週間以内に、受診者の住所、氏名、性別、年齢、検診年月日、受診会場、各種検診結果(所見・判定区分)、総合判定を記載した文書を作成し、その文書(以下、結果通知書という。)を個人ごとに封入、要精密検査の有無に分けて、封緘せず市に提出する。

また、検診結果連名簿(受診者住所、氏名、性別、生年月日、年齢、電話番号、検診年月日、受診会場、各種検診結果(所見・判定区分)を記載した一覧表)を作成し提出する。

イ 結果の通知及び連絡

(ア) 結果の区分

「異常なし」「精査の必要なし」「経過観察」「要医療」「要精検」に分類し、「経過観察」「要医療」の該当者については「がん検診経過観察・要医療者一覧表」、「要精検」の該当者については「がん検診精密検査者一覧表」を作成し、「至急精密検査」の該当者については「がん検診精密検査者一覧表」にマーカーにて識別し、市へ提出する。

(イ) 要精密検査者への対応

結果通知書のほか、受診者の住所、氏名、性別、年齢、検診年月日、検診結果(所見・判定区分)の明記された3枚複写の用紙(以下、精密検査連絡票という。)をがん検診ごとに作成し、胸部エックス線情報(肺がん・結核検診・乳がん検診受診者のみ)と併せて、市へ提出する。

(ウ) 至急精密検査者への対応

a 至急精密検査者が判定され次第、市へ電話連絡をする。

b 精密検査連絡票、結果通知書及び胸部エックス線情報(肺がん・結核検診・乳がん検診受診者のみ)を市へ郵送する。

c 医師等(医師、レントゲン技師、看護師等)検診結果のわかる者より対象者へ連絡し、下記を伝える。

(a) 三浦市集団検診の委託機関であること

(b) 検診実施日、会場

- (c) 要精密検査となった検診項目と所見
 - (d) 早期受診のすすめ
 - (e) 精密検査受診に関する相談や精検書類の説明は、健康づくり課が対応すること
 - (f) この連絡後、健康づくり課より連絡があること
- d 検診業者の担当から対象者への連絡日時、内容、電話での対象者の様子などについて市へ報告する。

5 委託料の請求等について

請求は、実施月ごとに集計し、請求する。

実施月ごとに業務が完成したときは、「業務完成届」、「がん検診業務報告書」、「免除者名簿」、「受診料免除申請書」、回収した「無料クーポン券」または「無料クーポン券交付申請書」を市へ提出する。

業務の完了を確認するための検査を行い、当該検査に合格したときは、「請求書」を市へ提出する。

請求内容は、消費税及び地方消費税の額を含まない1件当たりの検診費に、実施人数を乗じて得た額の合計額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算したうえ、がん検診を受診する者より徴収した自己負担金を差し引いた額を請求する。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

6 集計表の提出について

地域保健・健康増進事業報告の内容に沿った集計表を、文書及びエクセルデータにて提出する。

7 精度管理について

検診を実施するにあたり、別紙に示す各検診項目の精度管理の内容を満たすこととする。

8 個人情報の保護について

当該業務を実施するにあたっては、記録の漏洩を防止するとともに、実施者は守秘義務、関係法令を遵守することに加え、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」(平成29年4月14日付け個情第534号・医政発0414第6号・薬生0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添)及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、三浦市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年三浦市条例第19号)その他関係法令等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

9 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関して疑義が生じた時は、協議の上定めるものとする。

10 委託期間

契約の日から令和9年3月31日までとする。